

会議の名称	平成21年度第5回個人情報保護運営審議会		
開催日時	平成21年12月7日(月)午後7時00分～8時15分		
開催場所	東村山市役所3階庁議室		
出席者及び欠席者	出席者： (委員)川島岩治会長職務代理・臼井雅子委員・土田士朗委員・ 嶋田節男委員・細萱君代委員 (市事務局)野島総務部長・藤巻総務課長・時岡情報公開係長・湯浅 情報公開係主任 欠席者：木村茂光会長・千々岩浩子委員		
傍聴の可否	傍聴不可	傍聴不可の場合はその理由	会議の中で、東村山市情報公開条例第6条各号に規定する非公開情報(個人情報や、市の情報セキュリティ対策の詳細情報など)が含まれる事項を審議するため
会議次第	1. 総務部長挨拶 2. 諮問書授受 3. 諮問審議 諮問第10号「東村山市子育て預かりサポート事業業務委託」 (子ども総務課) 4. 報告 平成21年4月1日～平成21年11月30日分の業務届出書の報告 (総務課) 前回諮問案件「国民投票に関する投票人名簿システム及び選挙事務支援システムの改修等作業委託」の仕様書等の修正について(総務課) 5. その他		
問い合わせ先	総務部 総務課 情報公開係 担当者名 時岡・湯浅 電話番号 042-393-5111(内線2317) ファックス番号 042-390-6227		
会 議 経 過			
(1) 総務部長挨拶 (2) 部長より会長へ諮問書授受 (3) 諮問審議結果  諮問第10号「東村山市子育て預かりサポート事業業務委託」について、諮問どおり行うことを「可」とする。  委員意見及び子ども総務課の回答  ● 委託業者が取り扱う個人情報は申請書など紙ベースのもののみで、電子データは扱わないということによいか。 基本的にはその通りである。 ● 利用者登録をしたが、その後利用しなくなった方の個人情報はどうするのか。本人に返却するのか、委託業者が廃棄するのか。 委託業者からすべて市に返却させて、市が処分するというやり方を考えて			

いる。

- 利用しなくなった方が登録の廃止を申し出てこない場合は、その方の個人情報はどうするのか。取扱ルールは決めてあるか。

特に決めていない。この事業は3年の時限事業なので、3年経って事業が終了した時点ですべて市に返却してもらうことを考えている。

- それまでの間は、利用しなくなった方の分も委託業者が管理するというとか。

はい。利用登録の廃止や解約の際の個人情報の取扱については、これから委託業者とつめることになるが、委託業者から管理したくないという話があれば市に返却してもらい市で保管することも可能である。

- これまで全国で起きた漏えい事例を見ると、使わなくなった情報（IDやパスワード含めて）をそのまま保管して不正流失させてしまうことが多い。常に使っている情報なら無くなっていればすぐわかるが、利用しないままずっと放置されているものは、失ってもなかなかわからない。そこが気になって質問した。

3年で事業が終わった時点でまとめて個人情報を市に返却させるのではなく、3歳を過ぎて利用対象外になる人が毎年出るのだから、その分は例えば1年ごとに市に返却させるようにしてほしい。

了解した。

- 委託業者から、預かり時間帯は午前・午後に分けたいと申し出があったと先ほど説明された。定員は1時間あたり5人、預かり時間は1日1回3時間までとなっているので、通常は午前5人、午後5人の子どもを預かる形になると思う。これに対してP.9の仕様書を見ると、職員配置は預かり担当が保育士1名を含めて3名、そのほかにアドバイザー、事務員の5名体制となっていてずいぶん手厚い。

この事業は一時預かりなので、保育園の保育と違い毎日どんな子どもが来るかわからない。継続して保育し、その子の状態がよくわかっているという関係ではないので、その分、職員配置を多くすることで子どもの安全を守るというのが各市共通のやり方である。

また、同じ方が継続して利用するのではなく、なるべく多くの方に利用してもらいたいと考えている。

- この事業は緊急雇用対策事業の一環なので、職員の新規雇用を図ることとなっているが、失職した人で保育の資格や経験がある人がうまく見つかるといういいが。

事業に必要な人数の半分以上を失職者から雇用すればよいという基準なので、軸となるような方、例えばアドバイザーは現在、委託業者で働いている経験者がなってもよい。

- 諮問書のP.21から22を見ると、利用申請書がついていて最後に「乳幼児の送迎者」を書く欄がある。個人情報というよりセキュリティという観点で気になるのだが、送迎者は一人のみの登録になるのか。急用で迎えにいけない保護者に頼まれたと成りすまして子どもを迎えにくる者がいるかもしれない。それにどう対応するか。どういう仕組みで成りすましを防ぐのか。合言葉とかいろいろあると思うが。

原則は一人の保護者を想定しているが、急用で代理の方がくるというのがゼロではないと思う。最初の面接の時に、そういったときに代理するのは通常誰かと聞いておくとか、委託業者と方法をこれから考える。

利用登録カードの整理番号を言うってもらうことで、成りすましでなく保護

者から頼まれたと確認するとか、方法はあると思う。

- こういった安全管理は「十分注意します」というような精神論ではよくないと思う。仕組みをちゃんと作る事が大事だ。ただ、成りすましを防ぐための仕組みがあまりに煩雑で、利用者が使いづらくなるのでは困るので、その辺は工夫して欲しい。
- 自分の経験から言っても本当に必要なことである。預けるというのは手が足りないから預けるわけで、迎えの時間がきたから行こうとしても急に行けなくなることもある。実際に、私が迎えに行くことになっていたのに行けなくて家族に行ってもらった時に、保育園では、私から連絡しておかなかったので渡してくれないということがあった。それくらいにしてもらった方が安全だし有難いとも思う。原則として登録した親が迎えに行くものだが、それ以外のときの対応の仕組みを作っておいていただきたい。迎えに行く人が変わるときは、親が事前に委託業者に連絡する、連絡がない場合は委託業者から親や緊急連絡先に確認する、といった方法がある。これから十分、委託業者とつめていく。
- 「合い言葉を決めて確認する」とするのなら、ひんばんにお迎えの人が変わる利用者なら、パソコンのパスワードのように合い言葉も定期的に変えたほうがよい。
- 市はリフレッシュ目的の利用を想定しているようだが、もうひとつ多いのは、保護者が自分の病気で病院に行きたいので子どもを預けるというものだろう。そうすると3時間を超えてしまうこともあると思うが、その場合はどうするのか。  
やむを得ない事情で3時間過ぎてしまったときはそのまま預かる予定だが、あまり長時間、毎回認めるわけにはいかない。保護者と話し合っ、原則3時間の周知徹底はしていく。
- 諮問書P.2「5.利用の流れ」(5)に「何か問題のあるケース等あれば、市と委託業者と連絡調整を行う」とあるが、委託業者からの申告を聞くだけでは利用者の本当のニーズとずれてしまうこともある。ご意見ボックスを設置して利用者からの意見を市が直接聞くといったことが、委託業務の品質維持のために大事だと思う。  
市は、委託業者と利用者の両方から意見や要望をきく予定である。利用者は担当課である子ども総務課に電話してもいいし、ボックスを置く案も含め、委託業者と検討していきたい。諮問書の記述は、利用者に病気の疑いなど何か問題に気づいたときには市に必ず報告するよという意味である。
- 委託業者の個人情報保護規程が配付されたが、第10条に「個人情報保護管理者を定め」とある。これは誰になるのか。  
これから確認する。
- 法人が作る個人情報保護規程で、「法人は、個人情報保護管理者を定める」となっている場合に、管理者を代表者以外の者にすることが可能なのか。代表者以外は責任がとれないと思うが。
- 法律違反や事故が起きた場合の最終的な責任はもちろん代表者が負うが、個人情報保護管理者は個人情報を収集したときの管理の責任者であり、法人内のひとつの地位というか役職である。代表者でなくてもよい。
- 委託先が取り扱う個人情報のなかに「健康状態」がある。これは秘匿しなければいけない情報であることを委託業者に十分に念押しして欲しい。  
了解した。

#### (4) 報告

平成 21 年 4 月 1 日～平成 21 年 11 月 30 日分の業務届出書の報告（総務課）  
市長部局から開始届が 2 件、変更届が 2 件提出されている。開始届は臨時生活給付金支給業務（国際・男女共同参画課）、東村山市障害者就労支援事業（障害支援課）である。変更届は有料自転車駐輪場管理業務（道路・交通課）、健康診査事業（健康課）である。

#### 委員意見及び総務課の回答

- 臨時生活給付金支給業務の個人情報目録（第 17 号様式）の備考欄に、「申請書添付（省略可）」とあるのはどういう意味か。  
市で確認可能な事項については添付書類の省略を認めるという意味である。

前回諮問案件の仕様書等の修正について  
修正部分を確認。特に質疑なし。

#### (5) その他

委託契約時のセキュリティ確保の問題について情報提供（総務課）  
資料 2 点により、市の委託契約の現状と、総務省が公表した委託時のセキュリティ確保のための手法について情報提供した。

#### 【資料】

- ア、「平成 19 年度の市全体委託契約のうち、個人情報を取り扱うもの」
  - イ、総務省の報道資料「電子自治体の推進に関する懇談会（セキュリティワーキンググループ）検討結果の公表」
- 別紙 1：外部委託に伴う個人情報漏えい防止対策に関する検討について

資料アについて、平成 19 年度の市全体の委託契約を調べてみた。個人情報を取り扱う委託契約が多い課でどのような内容を委託しているかをみると次の通り。

専門知識が必要な高齢者・障害者向け福祉サービス  
健康診断、検診の実施（医師会や医療機関へ委託）  
コンピュータシステムの保守・運用  
宛名の入った納付書などの印刷物の作成

ほぼ予想通りというか、以前から委託で行ってきた福祉、医療、コンピュータ、印刷分野で委託契約が多いという傾向がわかった。介護保険以降、新しい福祉サービスがいろいろできているが、市が直接実施することはほとんどなく委託になっている。

資料イについて、これは総務省が、地方自治体の情報セキュリティに関する課題とその解決策を検討し結果を発表したものである。外部委託に伴う個人情報漏えい防止対策について検討されており、本審議会でもたびたび話題になっている問題のため情報提供した。

「情報セキュリティ担当部門と、個々の業務担当部門の両方の職員の負担を最小としつつ、自治体が自らの責任で委託業者に必要な個人情報漏えい対策を実施させることのできる実効性ある手段や方法論が必要だ」として、「特記仕様書とその遵守確認票の作成」などが提案されている。

これについては、東村山市で取り入れることが有効かどうかこれから勉強し

ていく。

#### 委員意見及び総務課の回答

- この審議会委員をしていて非常に違和感をもっていた部分がある。情報の保護とかセキュリティを向上させるには、計画 Plan、実行 Do、評価 Check、改善 Action の4段階を回す必要があるのに、審議会ですべての計画 Planのところは議論するのだけれど、この先が回っていきっていないと感じていた。ここに非常に違和感を持っている。

総務省の資料で有識者が言っているように、委託業者における個人情報の取り扱いを適切に管理するためには、最終的には市の担当者の意識の向上以外にない。そしてそれには道具が要る。少人数で300件近い市の委託業務すべてを管理するのは無理がある。

- ヒヤリハットの事例を各所管できちんと蓄積して総務課にも報告し、管理能力をレベルアップしていく必要がある。
- 確かに必要だが、自治体で外部監査、システム監査を導入しているところは数少ない。費用と職員がいないというのがネックになっている。総務省が中心になってシステム導入を全自治体に大号令をかけない限り難しいのが実態と思う。
- 総務省資料で提案されているチェックリスト方式によるチェックが一番簡単にできるので、導入できれば望ましいと思う。チェックリストでチェックがつかない部分が一番問題なので、その先の確認方法が必要になる。
- 部分的にできる範囲内でも実施しようという姿勢を持って取り組んでいただきたい。

総務省資料のチェックリストはかなり詳細な内容になっている。いきなり市のすべての委託契約でこれを実行できるかという点と難しい。例えば毎年部署を絞って少しずつ行ったりとか、市の実情に合わせて導入が可能かこれから検討していく。

市では現在、行財政改革推進本部を設置していてそのなかに事業点検部会というのがある。現在ある業務が今後も市職員がやるべき業務なのか、委託が可能な業務なのかの点検をしている。委託はこれからも増えていく流れであるので、この部会の事務局である行政改革課に対し、「委託後の事業品質をどう保つのか、検査体制をどう構築するか」についても検討してほしいと依頼した。

- 今後は、自治体がある程度グループになって業務を行い、そのデータ管理にクラウド・コンピューティングサービスを利用するという流れになると思う。そうすると根本的に今のデータ管理と異なってくる。今の個人情報保護条例で対応できるのか、早めに市の基本的な考えをまとめる必要があると思う。
- 委託業者についてのデータに、プライバシーマーク取得の有無も記録しておくとうい。

以上

この会議の資料( 諮問書など )は、次の理由によりホームページ等での公表はしません。

**【理由】**

情報公開条例第6条各号に規定する非公開情報(個人情報や市の情報セキュリティ対策の詳細情報、これから予定している委託契約の情報など)が含まれており、公開することにより情報を早く得た者が契約に有利になったり、コンピュータシステムに不正侵入されるといったおそれがあるため。